



住まいの 終活ノート



■作成の必要性

あなたが住まいを移したり、ご家族などが引き継いだりするときに、円滑な手続きを行うには「あなたが住まいをどうしたいのか」を、事前に家族や信頼できる方などと話し合っておくことは重要です。

今後に備え、この「住まいの終活ノート」に「あなたが住まいをどうしたいのか」など意向を書き込みながら、ご家族などとの話を始めてみませんか。

なお、このノートを全部記入する必要はありません。

思い立ったときに、あなたが書きやすいページから記入してみてください。

書き直しや書き足しも自由に行ってください。



■このノートの注意点

この「住まいの終活ノート」には、あなたの大切な情報が記載されることになりますので、大切に保管してください。



このノートには法的効力はありません。

住まいの相続先や利活用・処分方法を法的に指定したい場合は、司法書士や行政書士など専門家に相談してください。



ご自身について

まずは、あなた自身の情報を整理しましょう。

ふりがな |

名 前 |

旧 姓 |



生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日

住所

〒 ー

本籍地 |

連絡先

自宅電話番号 | ()

携帯電話番号 | ()

メールアドレス | @

緊急連絡先

ご家族やご親族、ご友人、
かかりつけ医などの連絡先を整理しましょう。

名 前 |

関 係 |

連絡先 |

名 前 |

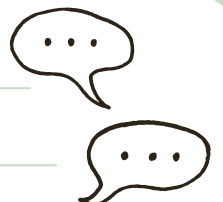
関 係 |

連絡先 |

名 前 |

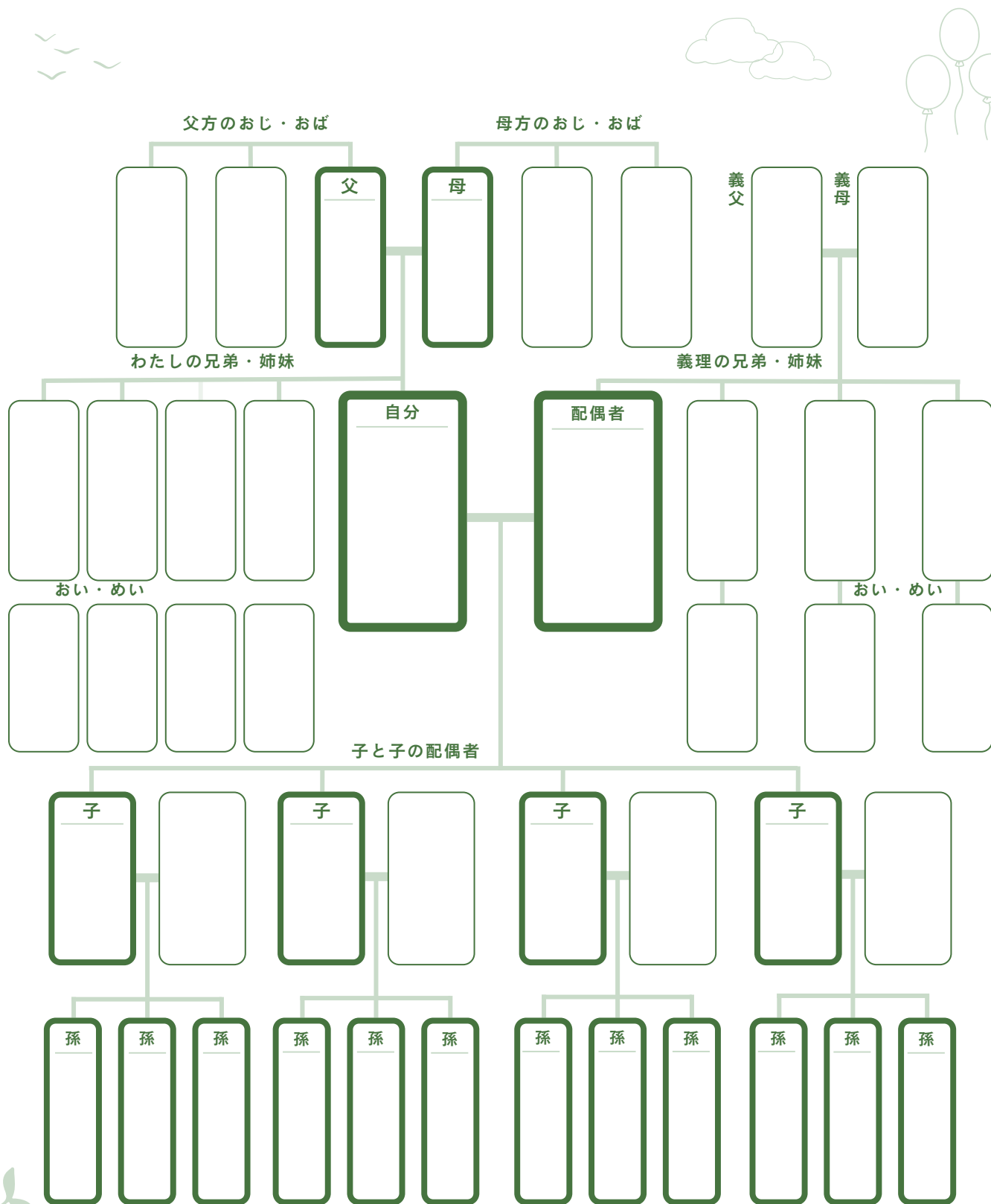
関 係 |

連絡先 |



家系図

相続について考えるため、
あなたの家系図を分かる範囲で書いてみましょう。
ご自身の出生から現在までの戸籍を準備しておくとききやすくなります。



所有している不動産の登記情報

不動産を利活用・処分するときに備えて、住まいや土地その他ご自身が所有している不動産の情報を調べましょう。また、亡くなった方の名義のまま（相続未登記）の物件、登記をしていない物件（未登記建物）も分かる範囲内で情報を調べておきましょう。

● どのような不動産を所有しているか

不動産（土地・建物）の情報は、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や、士別市から通知される固定資産税等納税通知書で確認することができます。

複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分や他の共有者を登記事項証明書で確認しましょう。

共有者がいる不動産は売買や相続手続きが複雑になる場合があるので、他の共有者と今後の取扱いについて相談を行えると良いでしょう。

確認する書類

※所有している不動産情報の調査を専門家に依頼する場合はお近くの、不動産業者、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、弁護士などに相談してみてください。

目的

土地・建物の情報を知るため（地番・家屋番号、名義人・共有状況、地目・面積）

住まいの他に自分が所有している不動産について知るため

必要な書類

- 登記事項証明書
- 地図（公図）・地積測量図
- 登記識別情報通知書
- 登記済証（権利証）
- 境界確定図

- 固定資産税等納税通知書
- 固定資産課税台帳、名寄帳

問合せ先

- お近くの法務局など

※有料の登記情報提供サービスやインターネットから取得することも可能です（一部提供不可の地域あり）

- 士別市役所 税務課
（1階 固定資産税担当）



memo

所有している不動産の登記情報

※このノートには、遺言のような法的効力はありません。

住まいの相続先や利活用・処分方法を法的に指定したい場合などは遺言書を作成してください。

● 土地

所在地	地番	名義人・共有者	地目地積(面積)
(記載例) 士別市東6条4丁目	1番地	士別 花子	宅地・0.00㎡

あなたが居なくなった後はどうしたいですか？（チェックを付けてください）

☐ 家族などに使用してほしい

☐ 売却したい

☐ その他 |



● 建物

所在地	地番	名義人・共有者	memo
(記載例) 士別市東6条4丁目	1番地	士別 花子	

あなたが居なくなった後はどうしたいですか？（チェックを付けてください）

☐ 家族などに使用してほしい

☐ 売却したい

☐ 解体して更地にしたい

☐ その他 |

その他 登記していない資産

※このノートには、遺言のような法的効力はありません。
住まいの相続先や利活用・処分方法を法的に指定したい場合などは遺言書を作成してください。

● 土地

所在地	地番	名義人・共有者	地目地積(面積)

あなたが居なくなった後はどうしたいですか？（チェックを付けてください）

- ☐ 家族などに使用してほしい
- ☐ 売却したい
- ☐ その他 |

● 建物

所在地	地番	名義人・共有者	memo

あなたが居なくなった後はどうしたいですか？（チェックを付けてください）

- ☐ 家族などに使用してほしい
- ☐ 売却したい
- ☐ 解体して更地にしたい
- ☐ その他 |



このノートには法的効力はありません。
住まいの相続先や利活用・処分方法を法的に指定したい場合は
司法書士や行政書士など専門家に相談してください。

記入日： 年 月 日

修正日： 年 月 日

年 月 日

年 月 日



士別市住まいの終活ガイドブック
住まいの終活ノート

2025年 8月 第 1 版発行

発 行 士別市建設環境部建築課
